

令和3年度 第2回 半田市地域福祉計画推進委員会（書面開催）

下記案件について、別添資料をご確認いただき、各委員のご意見等を2月18日（金）までに「（別紙）意見等提出書」によりご提出くださいますようお願いいたします（FAX、メール等）。

記

1. 令和4年度事業予定について … 資料1

2. ふくし課題プロジェクトについて … 資料2

事務連絡

<令和4年度の委員会開催日程（予定）>

第1回 日時：令和4年6月2日（木）10時～ 会場：市役所大会議室

内容：前年度事業報告ほか

第2回 日時：令和5年2月2日（木）10時～ 会場：市役所大会議室

内容：次年度事業予定ほか

委員名簿

| | | 氏 名 | 所 属 |
|----|---------|---------------------|--------------------------|
| 1 | 地域住民 | ミヅグチ アキヒロ 溝口 昭弘 | 地区代表者(亀崎) |
| 2 | (3名) | オグリ テルオ 小栗 照夫 | 地区代表者(乙川) |
| 3 | | ヤマダ タカシ 山田 嵩 | 地区代表者(青山) |
| 4 | 社会福祉事業者 | モリカワ タケヒコ 森川 武彦 | 社会福祉法人椎の木福祉会 |
| 5 | (3名) | タテシ ヨシキ 立石 佳輝 | 社会福祉法人ダブルエッチジェー |
| 6 | (委員長) | ワシノ リンペイ 鷺野 林平 | 社会福祉法人半田同胞園 |
| 7 | 社会福祉活動者 | イマイ トモノ 今井 友乃 | NPO法人知多地域成年後見センター |
| 8 | (3名) | シモムラ ヒロコ 下村 裕子 | NPO法人りんりん(りんごクラブ) |
| 9 | | シバタ マサト 柴田 将人 | 愛知県弁護士会(半田市生活困窮自立支援調整会議) |
| 10 | 事務局(市) | シムラ タカシ 新村 隆 | 福祉部長 |
| 11 | (4名) | スギエ シンジ 杉江 慎二 | 地域福祉課長 |
| 12 | | ナイウ マコト 内藤 誠 | 地域福祉課 |
| 13 | | ヨシザワ ノブヒロ 吉澤 伸博 | 地域福祉課 |
| 14 | 関係課(市) | ハセガワ ノブカズ 長谷川 信和 | 生活援護課長 |
| 15 | (4名) | サワダ ヨシユキ 沢田 義行 | 高齢介護課長 |
| 16 | | イトウ ナミ 伊藤 奈美 | 子育て支援課長 |
| 17 | | ヌマタ マサアキ 沼田 昌明 | 保健センター事務長 |
| 18 | 事務局(社協) | コサカ カズマサ 小坂 和正 | 半田市社会福祉協議会 事務局長 |
| 19 | (3名) | マエヤマ ケンイチ 前山 憲一 | 半田市社会福祉協議会 事務局次長 |
| 20 | | ナカネ ヤスユキ 中根 靖幸 | 半田市社会福祉協議会 |

令和 4 年度事業予定について

第 2 次半田市地域福祉計画に係る令和 4 年度の事業予定について、以下のとおり報告します。

第 2 次半田市地域福祉計画の基本目標

基本目標 1 ささえあいの地域づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくことができるよう、地域の福祉活動基盤の運営継続と発展を支援し、ささえあいの地域づくりを目指します。

基本目標 2 包括的・重層的・伴走的な相談支援

あらゆる福祉分野の相談支援の充実を図るとともに、相談支援機関の連携を深め、複雑・多様な課題や不安を抱える方を早期に発見、包括的・重層的・伴走的に支援する体制の整備を目指します。

基本目標 3 ふくし人財の確保・育成

地域のささえあいから社会福祉事業まで、全ての福祉活動は人の力により成り立っており、その意味で福祉活動従事者は大切な「資産」と言うことができます。広く福祉活動従事者を「ふくし人財」として捉え、その確保・育成を目指します。

基本目標 4 課題解決の仕組みづくり

社会情勢の変化等により生じる新たな課題等について、関係機関と連携・協力して解決の仕組みづくりを目指します。

| 基本目標 1 | | ささえあいの地域づくり | | |
|---------------|--|---|-------|-------|
| 評価指標 | 項目 | 2年度 | 3年度見込 | 4年度見込 |
| | 「ふくし井戸端会議」参加者数 | 352人 | ※ | 400人 |
| | 「災害時避難行動要支援者名簿」を活用した防災訓練実施件数 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 推進施策と主な取組 | <p><u>推進施策（1）地域福祉活動基盤の発展推進</u></p> <p>■主な取組■</p> <p>①地域福祉課題の共有と解決に向けた協議の場づくり</p> <p>②地域の住民交流拠点・助け合い活動の発展推進</p> <p>③民生・児童委員、保護司等の活動推進</p> <p><u>推進施策（2）防災・減災の推進</u></p> <p>■主な取組■</p> <p>①災害時避難行動要支援者支援制度の充実</p> <p>②福祉避難所等の整備推進</p> | | | |
| | 現状と課題（主なもの） | <p><u>推進施策（1）について</u></p> <p>・令和3年度も、新型コロナウイルス感染症予防のため、地域課題について協議等する「ふくし井戸端会議」の開催や、地域の交流拠点である「地域ふれあい施設」「地域サロン」の活動等が制限されることとなりました。感染症予防に努めながら、地域福祉活動を進めていく必要があります。</p> <p><u>推進施策（2）について</u></p> <p>・令和3年度も、自治区等の防災訓練が新型コロナウイルス感染症予防のため規模縮小又は中止となるところが多く、災害時避難行動要支援者名簿を活用した避難訓練は実施されませんでした。</p> <p>・一方、福祉避難所については、令和2年度に改訂した「半田市福祉避難所開設・運営等実施要領」に基づき、小規模ながら開設・運営訓練を実施しました。</p> | | |
| R4年度の予定（主なもの） | <p><u>推進施策（1）について</u></p> <p>・「ふくし井戸端会議」については、市や社協の職員が福祉事業所やサロン等に出向き、感染症予防に努めながら利用者・参加者と少人数で話し合いを重ねるなど、多様な形態を取り入れて開催します。</p> <p><u>推進施策（2）について</u></p> <p>・災害時避難行動要支援者の個別避難計画の早期作成に努めます。</p> <p>・避難行動要支援者名簿を活用した防災訓練の実施について、自治区等への働きかけを進めます。</p> | | | |

※感染症予防として開催・実施を一部見合わせているため、現時点で見込数値を算定しておりません。

| 本目標 2 | | 包括的・重層的・伴走的な相談支援 | | | |
|-------------------|--|--|-------|-------|------|
| 評価指標 | 項目 | 2年度 | 3年度見込 | 4年度見込 | |
| | | 「にじいろサポーター養成講座」受講者数 (延べ人数) | 288人 | 300人 | 330人 |
| | | 「くらし相談室」自立支援件数 | 695件 | 643件 | 595件 |
| 推進施策と主な取組 | <p><u>推進施策（1）</u> ふくし相談窓口等の拡充</p> <p>■ 主な取組 ■</p> <p>①地域の身近な「ふくし相談窓口」等の拡充</p> <p><u>推進施策（2）</u> 相談支援機関の連携強化等</p> <p>■ 主な取組 ■</p> <p>①相談支援機関の連携強化</p> <p>②就労・住まい・移動等に関する支援の充実</p> <p><u>推進施策（3）</u> 生活困窮者等自立支援の充実</p> <p>■ 主な取組 ■</p> <p>①自立相談支援等の充実</p> <p>②自殺・ひきこもり・虐待・累犯・支援拒否等困難ケースの対応充実</p> | | | | |
| | 現状と課題 (主なもの) | <p><u>推進施策（1）</u> について</p> <p>・社協が中心となり、市内福祉事業所等の連携体制を構築し、事業所等による「ふくし相談窓口」の設置を進めています。</p> <p><u>推進施策（2）</u> について</p> <p>・「重層的支援体制整備事業」の実施に伴い、社協に CSW を配置し、複合化・複雑化した課題の解決に向けて取り組んでいます。</p> <p><u>推進施策（3）</u> について</p> <p>・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度以降、減収や離職等に関する相談が高止まりしています。各種支援策を活用するとともに関係機関と連携するなかで、相談者の困窮状況に応じた自立支援に努めています。</p> | | | |
| R4年度の予定 (主なもの) | <p><u>推進施策（1）</u> について</p> <p>・引き続き、「にじいろサポーター」の養成や、市内福祉事業所等による「ふくし相談窓口」の設置拡充を進めます。</p> <p><u>推進施策（2）</u> について</p> <p>・相談支援機関との連携や複雑・多様な課題を抱える方へのアウトリーチ支援などを行います。</p> <p><u>推進施策（3）</u> について</p> <p>・引き続き、生活困窮者の家計、住まい、就労等の支援に努めます。</p> | | | | |

| 基本目標 3 ふくし人財の確保・育成 | | | | |
|--------------------|---|--|-------|-------|
| 評価指標 | 項目 | 2年度 | 3年度見込 | 4年度見込 |
| | | 小・中・高等(専門)学校(全26校)における「ふくし共育」開催校数 | 14校 | 18校 |
| 推進施策と主な取組 | <p><u>推進施策(1) 地域福祉の担い手育成</u></p> <p>■ 主な取組 ■</p> <p>① ふくし理解の促進</p> <p>② 地域福祉の担い手育成</p> <p><u>推進施策(2) 介護人材等の確保支援</u></p> <p>■ 主な取組 ■</p> <p>① 介護人材等の確保支援</p> | | | |
| | 現状と課題(主なもの) | <p><u>推進施策(1) について</u></p> <p>・改めて「ふくし勉強会」と銘打っての企画は実践していませんが、住民と接する様々な機会を通じて、「ふ・く・し」の考え方や、互いに「できる」ことを実践して地域で「ささえあう」ことの必要性について継続的に啓発を行っています。また、小・中学校に対しては、社協を中心に、キャリア教育の視点を取り入れ、これまで以上に「ふ・く・し」を自分事としてとらえるプログラムや、職業選択における「ふくし」の考え方を伝えるプログラムの開発に努め、モデル事業を実施し、「福祉分野」を職業選択の一つとして取り入れてもらうことを意識して進めています。</p> <p><u>推進施策(2) について</u></p> <p>・市・社協・市内福祉事業所との協働による、学生向けの福祉事業所紹介イベント「ウェルフェアワークス」については、令和3年度は11月・1月・3月に分散型で開催することにしました。また、リモート開催できるように検討しています。</p> | | |
| R4年度の予定(主なもの) | <p><u>推進施策(1) について</u></p> <p>・引き続き感染予防に努めながら、幅広い世代を対象にふくし理解の促進に取り組みます。自分に「できる」ことを実践し、互いに「ささえあう」。さまざまな機会を通じて、このような考えを広め、「ふ・く・し」の実現つなげます。</p> <p>・また、各種サポーターとしての役割を持つ方々が地域の中で具体的な活動ができるような場・機会等の創設に取り組みます。</p> <p>・学校の児童・生徒を対象とした「ふくし共育」については、今年度モデル実施したプログラム等を学校関係者に提案し、引き続き「ふ・く・し」の意識醸成に努めます。</p> <p><u>推進施策(2) について</u></p> <p>・引き続き「ウェルフェアワークス」として学生向けの福祉事業所紹介イベントの開催や福祉事業所でのインターン受入などに取り組みます。</p> | | | |

| 基本目標 4 | | 課題解決の仕組みづくり | | |
|-------------------|--|---------------------|-------|-------|
| 評価指標 | 項目 | 2年度 | 3年度見込 | 4年度見込 |
| | | ふくし課題プロジェクト実施 件数 | 1件 | 2件 |
| 推進施策と主な取組 | <p><u>推進施策（1）</u> 課題解決の仕組みづくり</p> <p>■ 主な取組 ■</p> <p>① ふくし課題プロジェクト</p> | | | |
| 現状と課題 (主なもの) | <p><u>推進施策（1）</u> について</p> <p>・令和3年度に「ふくし課題プロジェクト」の本格運用を開始し、「避難行動要支援者個別避難計画」と「居住支援ガイドブック作成と見守り大家さん拡充」の2件を実施しました。</p> | | | |
| R4年度の予定 (主なもの) | <p><u>推進施策（1）</u> について</p> <p>・実施案件の内容に応じてプロジェクトメンバーを選定し、検討会議を重ねて課題解決の仕組みづくりを進めます（資料2参照）。</p> | | | |

ふくし課題プロジェクトについて

1. ふくし課題プロジェクトの概要（基本目標 4・推進施策（1）・主な取組①）

社会情勢の変化等により生じる新たな課題や従来から課題と認識していながら未だ有効な対応策が確立できていないものについて、市民・行政・社協・関係機関等からメンバーを選定してプロジェクトチームを結成し、検討会議を重ねて課題解決の仕組みづくりを行うもの。

- ①プロジェクトは、福祉課題に係る関係者間の協議調整の様々な枠組みの一つ。
- ②地域福祉課が事務局となり、検討会議を開催して検討結果を地域福祉計画推進委員会へ報告する。
- ③プロジェクトでの検討は、基本的に課題解決の仕組みづくりまでとする。
- ④プロジェクト案件 1 件に係る検討期間は基本的に 1 か年度以内とする。

2. 令和 3 年度プロジェクト〈経過報告〉

（1）災害時避難行動要支援者個別計画の作成（モデル実施）【資料 2-②・③参照】

【内容】 要支援者に係る具体的支援者、避難場所・経路、留意点等をあらかじめ定める個別計画を試行的に作成する。

【進捗】 要支援者のうち、障がいサービス利用者については別途作成の「緊急時・災害時対応プラン」を個別計画と位置付け、それ以外の方に係る計画様式や作成方針等について協議。その上で、土砂災害警戒区域に居住の要支援者について、区長・民生委員・ケアマネジャーの同行協力の下、計画のモデル作成を行った。なお、次年度以降は、当プロジェクトにおける協議・検討結果を基に、地域福祉課が所管部署として計画作成を進めていく。

（2）居住支援ガイドブック作成と見守り大家さん拡充 【資料 2-④・⑤参照】

【内容】 住宅確保要配慮者に係るガイドブックを作成するとともに、地域の見守り大家さんの確保・育成等について協議検討する。

【進捗】 市内賃貸住宅事業者等にアンケートを実施し、課題抽出を行った。これを基に支援充実のためのガイドブック作成に向けてプロジェクトメンバーからの意見集約を行っているところ。なお、次年度以降は、引き続き各支援機関が相互に連携しながら、住宅確保要配慮者に対する居住支援の充実を図っていく。

3. 令和 4 年度プロジェクトの実施案件について

地域福祉計画推進コア会議（市の関係部署の担当者及び社協職員により意見交換等を行うもの）において、令和 4 年度の実施案件を以下のとおり選定しました（2 件）。

令和 4 年度実施案件（予定）

（1）（災害時）指定避難所・福祉スペースの確保調整

学校体育館等の指定避難所における福祉スペース（高齢者、障がい者、乳幼児等のための区画）の確保及び必要物品の調達等について検討する。

（2）（重層的支援体制整備事業）参加支援事業の推進（参加の場の創出・拡充）

重層的支援体制整備事業の一つである参加支援事業の充実に向け、社会的に孤立している方の社会参加の場・機会の創出・拡充について検討する。

参考

<コア会議メンバーの意見集約結果>

- ① 指定避難所・福祉スペースの確保調整【基本目標 1 チャレンジ項目】 5 件
- ② にじいろサポーターと活躍の場マッチング・システムの構築【基本目標 2 チャレンジ項目】
0 件
- ③ （重層的支援体制整備事業）参加支援事業の推進（参加の場の創出・拡充）
【基本目標 2 関連】 5 件
- ④ 法人との協働による地域福祉活動（人財育成）の実施【基本目標 3 チャレンジ項目】
4 件

テーマ:災害時避難行動要支援者個別避難計画作成

| 区分 | 所属 | 氏名 | |
|--------------------|-------------------------------|-------|----|
| 庁外 | 半田市社会福祉協議会障がい者相談支援センター | 徳山 勝 | |
| | 半田市社会福祉協議会包括支援センター | 山本 篤史 | |
| | 半田市社会福祉協議会包括支援センター | 杉浦 友紀 | |
| | ゆうゆうの里（半田市居宅介護支援事業所連絡協議会・会長） | 山崎 秀和 | |
| | 社会福祉法人椎の木福祉会（半田市地域福祉計画推進委員） | 森川 武彦 | |
| | 社会福祉法人ダブルエッチジー（半田市地域福祉計画推進委員） | 立石 佳輝 | |
| 庁内 | 総務部防災交通課防災減災担当 | 川村 史織 | |
| | 福祉部地域福祉課担当地域福祉担当 | 内藤 誠 | |
| | 福祉部地域福祉課担当障がい者援護担当 | 瀧本 遼 | |
| | 福祉部地域福祉課担当障がい者援護担当 | 片山 雄貴 | |
| | 福祉部生活援護課保護担当 | 石川 修平 | コア |
| | 福祉部高齢介護課介護認定担当 | 田中 敬子 | |
| | 福祉部高齢介護課介護保険担当 | 広瀬 美帆 | |
| | 健康子ども部子育て支援課家庭相談担当 | 梁川 潤人 | コア |
| 健康子ども部子育て支援課家庭相談担当 | 加藤 真央 | コア | |
| 健康子ども部保健センター健康担当 | 生田 沙織 | コア | |
| 事務局 | 福祉部地域福祉課担当地域福祉担当 | 吉澤 伸博 | |
| | 福祉部地域福祉課担当地域福祉担当 | 黒野 隼 | |

| | |
|---------------|-----------------------|
| 当初対象者 | 15名 |
| ・施設入所者 | ▲2名 |
| ・病院入院者 | ▲1名 |
| ・緊急時・災害時対応プラン | ▲1名 |
| ・連絡が取れていないもの | ▲3名 |
| | → <u>8名の個別避難計画を作成</u> |

| | | | |
|-----|------|---|---------|
| ○電話 | 75分 | → | 1名に約9分 |
| ○訪問 | 310分 | → | 1名に約39分 |
| ○作成 | 130分 | → | 1名に約16分 |

○**個人の負担感**

・本人もしくは家族が記載できる場合は、それほど負担に思わない傾向。

○**民生委員の負担感**

・2名のうち1名は非常に負担と感じ、もう1名はそれほど負担と思わない。

○**区長の負担感**

・1名の同行があったが、そこまで負担とは思わない。

○**ケアマネの負担感**

・1名の同行があった。多少負担と感じる。
ほかに1名のケアマネは、本人に代行して計画を作成。

○**職員の負担感**

作成ができないという高齢者に代わり作成したこと、一部未記載を書き足したことはあったものの、それほど負担とは思わない。

○**計画をみてどう思ったか。**

- ・みんなが協力して助けてくれるんだと思った。
- ・若干の協力はしてくれるのかなと思った。しかし、協力がどこまで広がるのか疑問。
- ・名前が長いと意味がわからない。
- ・わからない。(3名)
- ・特にない。自助が大切といわれるが、何のために計画を作成するのか。
助けに来てもらえないなら作成する必要があるのか。避難所に行けないが計画は必要なのか。
- ・安心する気持ちがあるが、避難所に行けないと思っているため開き直っている気持ち。

○**計画の記載者**

- ・本人 2名
- ・家族 4名
- ・ケアマネ 1名
- ・職員 1名

○**計画は自分で作成できるか。**

- ・本人は字が書けない。(6名)
- ・細かすぎる。避難先を知っている？避難持ち出し品を準備してますか？くらいがいい。

○計画を作成したことで、防災意識は高まったか。

- ・毎日避難の事を考えているが、考え直すきっかけになった。
- ・新たな情報を知ることができた。持ち出し品の置き場所を変えるよう助言してもらえた。
- ・民生委員から常備品に水を準備しておくよう言われた。
避難所に行くのは難しいので、自宅避難の際の情報ももらえた。
- ・以前区の役員をしていたので、防災講座に出るなど防災意識はある。
助けてもらう側になったときにどのくらいまでならお願いできるのか考える。
- ・何も思わない。
- ・特に変わらない。
- ・パーキンソン病と透析を行っているため、避難できない。
被災した場合は看護師に電話することになっているので、変わらない。
- ・避難持ち出し品を持って逃げるのができないため、諦めている部分がある。

○地域の支援者等が計画の作成支援をすることは可能か。

民生委員

- ・地図は面倒だが、職員の聞き取り状況を見て、できそうと思えた。
- ・日常的なアドバイスならいいが、専門的な知識がないため作成は難しい。
職員のようにアドバイザーのような人がいればできる。しかし、本人と民生委員だけだと避難のことなどの話をするが、日常の話をして終わってしまい、ある程度の情報がないとリードできない。

ケアマネ

- ・計画の内容が大きすぎるため、本人が不安になる。細かいことまで何をすればいいかを詳細に記載してあげるといい。
- ・ケアマネのように一般的な用語が本人はわかっていなかった。
- ・ケアプランなどを高齢介護課に提出していて、また連絡先等を記載させるのはいかなものか。
2度手間・3度手間になる。市役所の横の連携はできていないのか。
- ・連絡先は本人に何かあったときに一番に来れる人を書いてもらえるようにしたらどうか。
昔の人は生まれた頃に記載するものだと思います、本人宅から遠い人でも一番に書いてしまう。

●所感

- ・本人が記載できなくても、家族の支援があれば計画を作成できる人が多かった。
- ・民生委員や区長は職員が説明したのを見聞きしたので計画作成の支援はできるように思えるが、作成依頼をしたら負担を感じる方が多いように思われる。
- ・計画名についてはよくわからないといわれる方が半数いたが、安心すると考える人もいた。
- ・計画を作成するだけでは防災意識はそれほど変わらないが、非常持出品・備蓄品についての情報も提供したことで防災意識の変化を感じられた人もいた。
- ・紙ベースで見ているだけではわからない本人の状態や家の状況、また土砂災害区域の状況を見たことにより、計画作成だけではなく、さらに地域の協力を得て避難支援を考えなければいけない世帯があることを感じた。

令和3年度 ふくし課題プロジェクト 名簿

テーマ： 居住支援ガイドブック作成と見守り大家さん拡充

| No. | 所 属 | | 氏 名 |
|-----|--------|----------------------|-----------------------|
| 1 | 推進委員会 | NPO法人知多地域成年後見センター | 今井 友乃 |
| 2 | 居住支援法人 | 一般社団法人JAWS | 有元 吉野 |
| 3 | | 社会福祉法人半田市社会福祉協議会 | 上口 美智代 |
| 4 | 半田市 | 福祉部高齢介護課高齢者福祉担当 | 池尻 沙織（大崎 千尋、大岩 佑輔） |
| 5 | | 福祉部生活援護課保護担当 | 古川 陽一 |
| 6 | | 建設部建築課住宅施設担当 | 藤井 里重 |
| 7 | 事務局 | 福祉部地域福祉課地域福祉担当 | 内藤 誠 |
| 8 | | 〃 | 榊原 沙恵 |
| | オブザーバー | サンユーホーム株式会社/NPO法人菜の花 | 山田 伸吾 |

民間賃貸住宅の入居受入に関するアンケート報告

令和4年1月 半田市福祉部地域福祉課

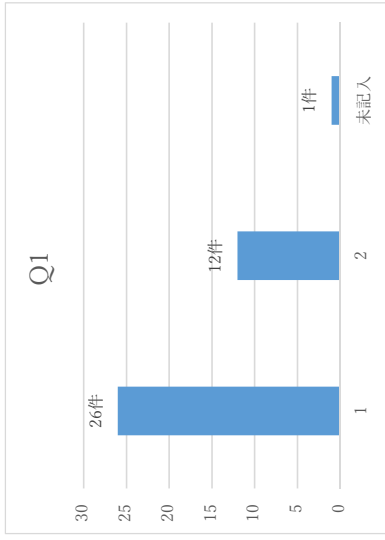
- 《調査概要》
- ◆実施時期：令和3年10月～11月
 - ◆調査方法：郵送及びWEB
 - ◆調査対象：公益社団法人愛知県宅地建物取引協会知多支部半田ブロックの所属事業所等 108社
 - ◆回答数：39件（回答率 36.1%）内WEB回答11件

p. 1

I 回答者に関する質問

問1. 貴社（あなた）が賃貸住宅を所有（又は仲介・管理）しているかお聞かせください。（該当する番号に○印を付けてください。○はひとつ）

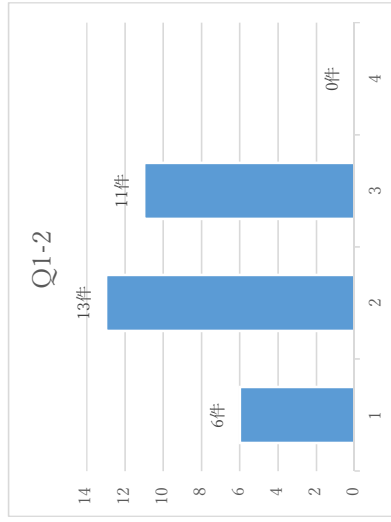
- 1 している ⇒【問1-2へ】
 2 していない ⇒【問1-2へ】



「1.している」が26件（66.7%）、「2.していない」が12件（30.8%）という結果になっています。

問1-2. 貴社（あなた）の立場をお聞かせください。（該当する番号に○印を付けてください。○はひとつ）

- 1 民間賃貸住宅の大家（賃貸人）
 2 賃貸住宅の仲介事業者
 3 賃貸住宅の管理事業者
 4 その他（具体的に）
 ⇒【問2へ】



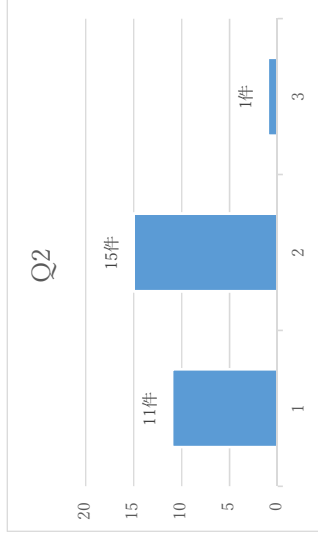
「2.賃貸住宅の仲介事業者」が13件（43.3%）と最も多く、次いで「3.賃貸住宅の管理事業者」が11件（36.7%）という結果となっています。

p. 2

II 契約時の入居条件に関する質問

問2. 貴社（あなた）が所有（又は仲介・管理）する賃貸住宅が賃貸される際に、連帯保証人の確保を求めていますか。（該当する番号に○印を付けてください。○はひとつ）

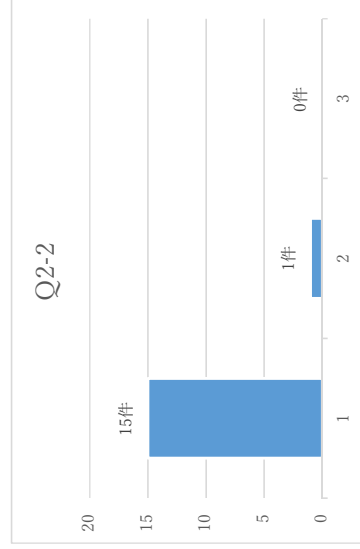
- 1 連帯保証人の確保を求めている ⇒【問2-2へ】
- 2 家賃債務保証サービスの利用があれば連帯保証人を求めている ⇒【問2-4へ】
- 3 連帯保証人の確保も家賃債務保証サービスの利用も求めている ⇒【問3へ】



「2. 家賃債務保証サービスの利用があれば連帯保証人を求めている」が15件（55.6%）と最も多い結果になっています。

問2-2. 問2で連帯保証人の確保を求めている場合、求めている連帯保証人の人数は何人ですか。（該当する番号に○印を付けてください。○はひとつ）

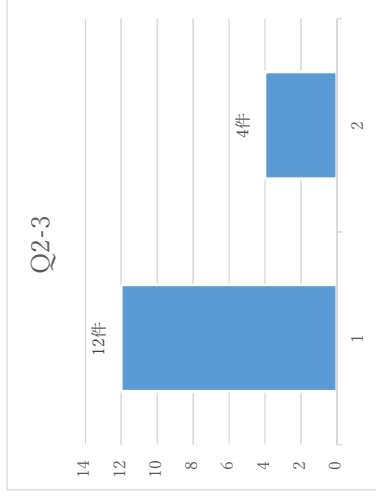
- 1 1人
 - 2 2人
 - 3 3人以上
- ⇒【問2-3へ】



「1.1人」が15件（93.8%）、「2.2人」が1件（6.2%）という結果になっています。

問2-3. 問2で連帯保証人の確保を求めている場合に、併せて緊急連絡先の確保を求めていますか。（該当する番号に○印を付けてください。○はひとつ）

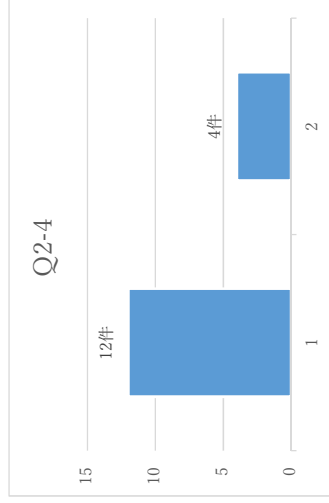
- 1 緊急連絡先の確保を求めている ⇒【問4へ】
- 2 緊急連絡先の確保を求めている ⇒【問6へ】



「1. 緊急連絡先の確保を求めている」が12件（75.0%）、「2. 緊急連絡先の確保を求めている」が4件（25.0%）という結果になっています。

問2-4. 問2で家賃債務保証サービスの利用があれば連帯保証人を求めている場合、家賃債務保証会社等の審査が通らなかった際に、別の保証会社等での審査を求めていますか。（該当する番号に○印を付けてください。○はひとつ）

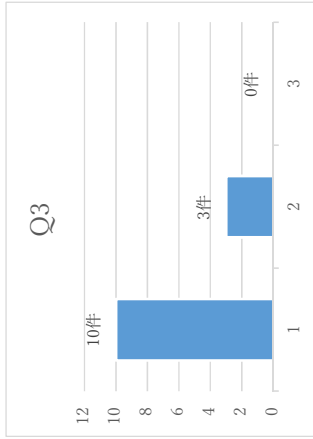
- 1 認めている
 - 2 認めていない
- ⇒【問3へ】



「1. 認めている」が12件（75.0%）、「2. 認めていない」が4件（25.0%）という結果になっています。

問3. 問2で連帯保証人を求めている場合に、緊急連絡先の確保を求めていますか。(該当する番号に○印を付けてください。○はひとつ)

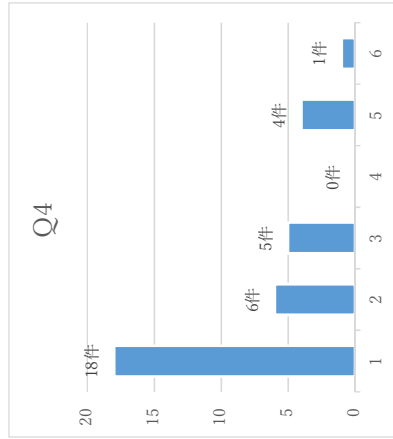
- 1 緊急連絡先の確保を求めている ⇒【問4へ】
- 2 家賃債務保証サービス会社等において、緊急連絡先の確保を求めている ⇒【問4へ】
- 3 緊急連絡先の確保を求めている ⇒【問6へ】



「1. 緊急連絡先の確保を求めている」が10件（76.9%）、「2. 家賃債務保証サービス会社等において、緊急連絡先の確保を求めている」が3件（23.1%）という結果になっています。

問4. 問2及び問3で緊急連絡先の確保を求めている場合に、緊急連絡先としてどのような条件を定めていますか。(該当する番号に○印を付けてください。○はいくつでも)

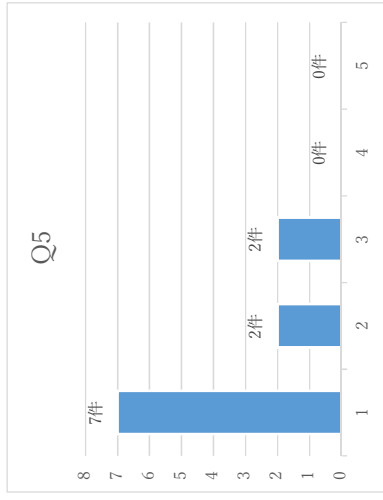
- 1 親族 ⇒【問6へ】
- 2 友人・知人 ⇒【問6へ】
- 3 企業や民間団体などの法人 ⇒【問6へ】
- 4 その他（具体的に） ⇒【問6へ】
- 5 特に条件は定めていない ⇒【問6へ】
- 6 家賃債務保証会社等が定めている ⇒【問5へ】



「1. 親族」が18件（52.9%）と最も多く、次いで「2. 友人・知人」が6件（17.6%）という結果になっています。

問5. 問4で家賃債務保証会社等が定めている場合に、家賃債務保証会社等において緊急連絡先としてどのような条件を定めていますか。(該当する番号に○印を付けてください。○はいくつでも)

- 1 親族
 - 2 友人・知人
 - 3 企業や民間団体などの法人
 - 4 その他（具体的に）
 - 5 分からない
- ⇒【問6へ】



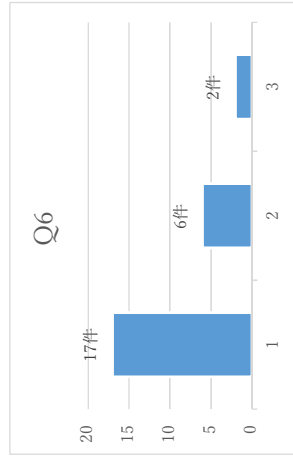
「1. 親族」が7件（63.6%）と最も多く、次いで「2. 友人・知人」「3. 企業や民間団体などの法人」がそれぞれ2件（18.2%）という結果になっています。

III 住宅確保要配慮者による入居トラブルに関する質問

貴社（あなた）が所有（又は仲介・管理）する賃貸住宅において、住宅確保要配慮者の入居による以下のトラブルの経験の有無等をお聞かせください。

問6. 住宅確保要配慮者による家賃滞納に関するトラブルについて経験したことがありますか。(該当する番号に○印を付けてください。○はひとつ)

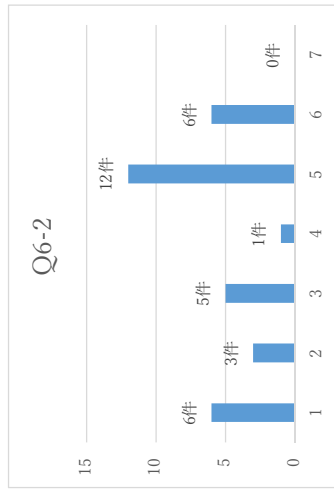
- 1 経験あり ⇒【問6-2、3、4へ】
- 2 経験なし ⇒【問7へ】
- 3 分からない ⇒【問7へ】



「1. 経験あり」が17件（68.0%）、「2. 経験なし」が6件（24.0%）という結果になっています。

問6-2. 問6の経験がある場合、それはどういった世帯でしたか。(該当する住宅確保要配慮者の世帯種類の番号に○印を付けてください。○はいくつでも)

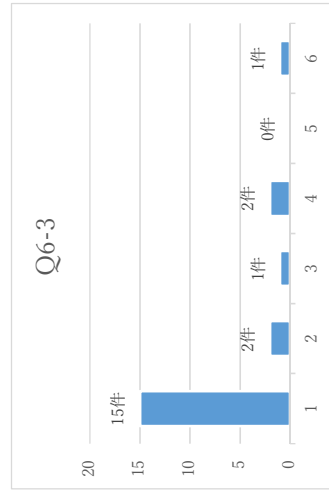
- 1 高齢者のみの世帯
 - 2 障がい者のいる世帯 (身体・知的・精神 ※該当するものに○印を付けてください。)
 - 3 子育て世帯
 - 4 ひとり親世帯
 - 5 所得の低い世帯
 - 6 外国人世帯
 - 7 その他 (具体的に)
- ⇒【問6-3へ】



「5.所得の低い世帯」が12件(36.4%)と最も多く、次いで「1.高齢者のみ世帯」「6.外国人世帯」がそれぞれ6件(18.2%)という結果になっています。

問6-3. 問6の経験がある場合、どういったことで一番苦慮しましたか。(該当する番号に○印を付けてください。○はひとつ)

- 1 滞納家賃の回収
 - 2 連帯保証人や緊急連絡先との連絡
 - 3 家賃債務保証や損害保険の手続
 - 4 明渡し請求の手続
 - 5 相談窓口がない又は分からない
 - 6 その他 (具体的に)
- ⇒【問6-4へ】



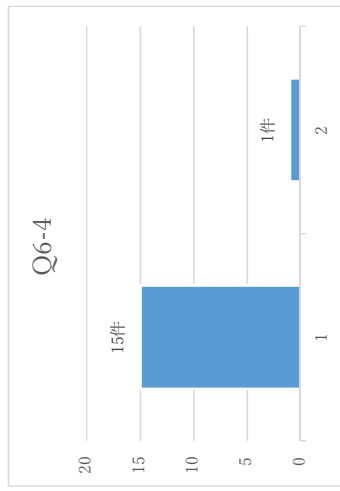
その他回答

騒音、臭い、ゴミ出しや共有スペースを専有するなどのルールが守れない人に苦慮する。

「1.滞納家賃の回収」が15件(71.4%)と最も多く、次いで「2.連帯保証人や緊急連絡先との連絡」が6.明渡し請求の手続」がそれぞれ2件(9.5%)という結果になっています。

問6-4. 家賃滞納に関するトラブルを経験し、居住権などの法律知識について学ぶ必要があると考えたことはありませんか。(該当する番号に○印を付けてください。○はひとつ)

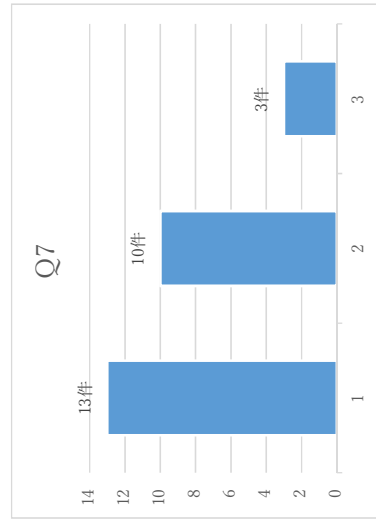
- 1 ある
 - 2 ない
- ⇒【問7へ】



「1.ある」が15件(93.8%)、「2.ない」が1件(6.2%)となっています。

問7. 住宅確保要配慮者による近隣住民とのトラブルや住宅の使用方法、マナー違反等に関するトラブルについて経験したことがありますか。(該当する番号に○印を付けてください。○はひとつ)

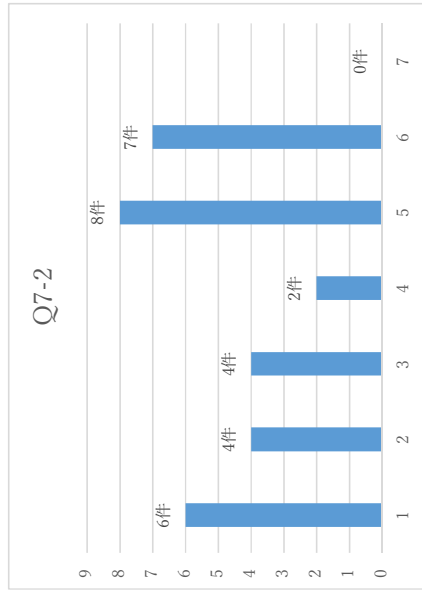
- 1 経験あり ⇒【問7-2、3へ】
- 2 経験なし ⇒【問8へ】
- 3 分からない ⇒【問8へ】



「1.経験あり」が13件(50.0%)、「2.経験なし」が10件(38.5%)となっています。

問7-2. 問7の経験がある場合、それはどういった世帯でしたか。(該当する住宅確保要配慮者の世帯種類の番号に○印を付けてください。○はいくつでも)

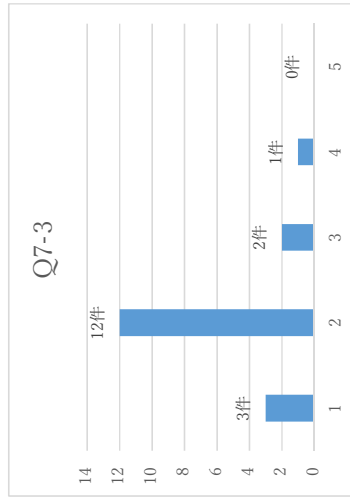
- 1 高齢者のみの世帯
 - 2 障がい者のいる世帯 (身体・知的・精神 ※該当するものに○印を付けてください。)
 - 3 子育て世帯
 - 4 ひとり親世帯
 - 5 所得の低い世帯
 - 6 外国人世帯
 - 7 その他 (具体的に)
- ⇒【問7-3へ】



「5.所得の低い世帯」が8件(25.8%)と最も多く、次いで「6.所得の低い世帯」が7件(22.6%)という結果になっています。

問7-3. 問7の経験がある場合、どういったことで一番苦慮しましたか。(該当する番号に○印を付けてください。○はひとつ)

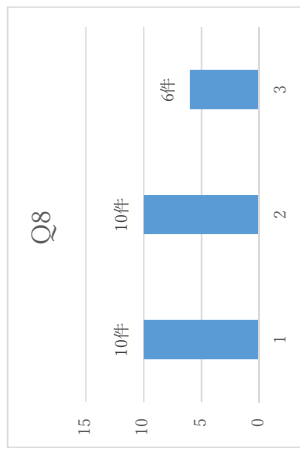
- 1 連帯保証人や緊急連絡先との連絡
 - 2 近隣住民からの苦情の対応
 - 3 補修、修繕などの対応
 - 4 相談窓口がない又は分からない
 - 5 その他 (具体的に)
- ⇒【問8へ】



「2.近隣住民からの苦情の対応」が12件(66.7%)と最も多い結果になっています。

問8. 住宅確保要配慮者による孤独死や自殺など居室内の死亡について経験したことがありますか。(該当する番号に○印を付けてください。○はひとつ)

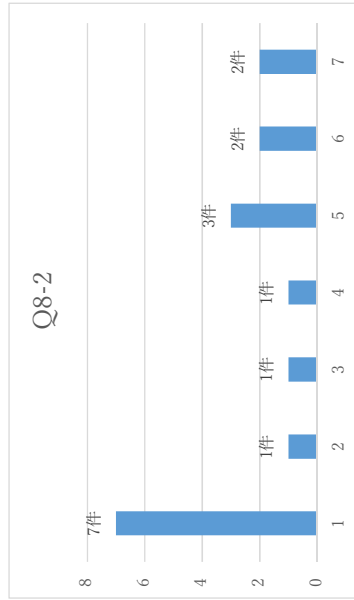
- 1 経験あり ⇒【問8-2、3へ】
- 2 経験なし ⇒【問9へ】
- 3 分からない ⇒【問9へ】



「1.経験あり」「2.経験なし」がそれぞれ10件(38.5%)となっています。

8-2. 問8の経験がある場合、それはどういった世帯でしたか。(該当する住宅確保要配慮者の世帯種類の番号に○印を付けてください。○はいくつでも)

- 1 高齢者のみの世帯
 - 2 障がい者のいる世帯 (身体・知的・精神 ※該当するものに○印を付けてください。)
 - 3 子育て世帯
 - 4 ひとり親世帯
 - 5 所得の低い世帯
 - 6 外国人世帯
 - 7 その他 (具体的に)
- ⇒【問8-3へ】

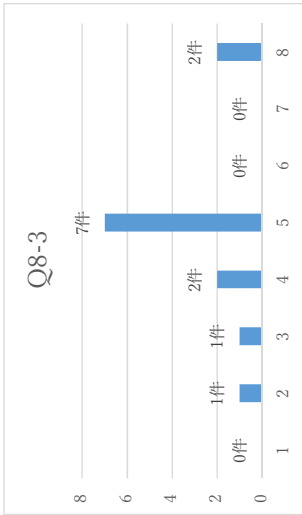


その他回答

| | |
|-------|--|
| 単身世帯 | |
| 一人暮らし | |

「1. 高齢者のみの世帯」が7件(41.2%)と最も多い結果になっています。

問8-3、問8の経験がある場合、どういったことで一番苦慮しましたか。(該当する番号に○印を付けてください。○はひとつ)



- 1 連帯保証人や緊急連絡先との連絡
- 2 行政や警察などの手続
- 3 残置物の処分
- 4 損害(原状回復)などの費用負担
- 5 長期間の空室損失
- 6 家賃債務保証や損害保険の手続
- 7 相談窓口がない又は分からない
- 8 その他(具体的に)

⇒【問9へ】

その他回答

| |
|-------------------------|
| 相続人がすみやかに対応してくれて問題なし |
| 告知事項等が発生したことによる新規の入居者確保 |

「5. 長期間の空室損失」が7件(53.8%)と最も多い結果になっています。

IV 住宅確保要配慮者の入居受入状況に関する質問

問9. 貴社(あなた)が所有(又は仲介・管理)する賃貸住宅において、通常の入居審査以外の理由で入居を受け入れたくないと思う住宅確保要配慮者の世帯はありますか。下表の「入居を受け入れたくないと思う」欄へ住宅確保要配慮者の世帯種別ごとに○印をつけてください(○はいくつでも)。また、入居を受け入れたくないと思う場合に、それはどういった理由からですか。下表の「入居を受け入れたくないと思う場合の理由」欄の該当する住宅確保要配慮者の世帯種別へ、○印を付けてください(○はいくつでも)。

世帯種別の順位: 1位○、2位○、3位△

| 住宅確保要配慮者の世帯種別 | と入居を受け入れたくない | 入居を受け入れたくないと思う場合の理由 (該当項目に○印をお願いします。○はいくつでも) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------|--------------|---|-----------------|-------------------|---------------|----------------------|--------------------|-------------------|----------|---------------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | ①家賃の不安払いに 対する不安 | ②衛生面や火災等 の不安 | ③調性に住民との協 調に不安 | ④孤独死などの不 安 | ⑤い認知能力や障 がい特性への不安 | ⑥語彙なる不安慣や言 語の不安 | ⑦保証会社の審査 に通らない | ⑧特に理由はない | ⑨その他(下 記の内容を記載し具 体的内容を記す) | | | | | | | | | | |
| 高齢者のみの世帯 | 16 | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 障がい者のいる世帯 (身体・知的・精神 いずれか1つ) | 24 | 1 | 2 | 5 | 2 | 5 | 1 | 3 | 0 | 4 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 子育て世帯 | 5 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ひとり親世帯 | 5 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 所得の低い世帯 (生活保護受給世帯など) | 14 | ○ | 6 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 外国人世帯 (留学生を含む) | 15 | 1 | 2 | 5 | 1 | 0 | 8 | 6 | 0 | 2 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| その他(具体的に ()) | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 13 | 13 | 13 | 13 | 12 | 11 | 11 | 27 | 0 | 14 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

⑩その他(理由)

大声を出す、自殺。

残置処分・原状復帰費の負担

全員外国人世帯となるとまず言葉が厳しい。家賃支払に対する不安。生活習慣の違い。ゴミ出し。

「障がい者のいる世帯」が24件（30.0%）と最も多く、次いで「高齢者のみの世帯」が16件（20.0%）となっています。
理由別の合計としては、「⑦保証会社の審査に通らない」が27件（23.7%）と最も多い結果となっています。

V 住宅確保要配慮者の受入に係る必要な取組に関する質問

問10. 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居受入を進めるため、住宅確保要配慮者への支援・サポート等としてどのような取組が必要とお考えですか。世帯種別ごとに特に必要と思う支援策を3つまで選び、○印を付けてください。

世帯種別の順位：1位◎、2位○、3位△

| 住宅確保要配慮者の世帯種別 | 住宅確保要配慮者に必要と思う支援 〔該当項目に○印をお願いします。○は3つまで〕 | | | | | | | ⑦その他（具体的な内容を記載し、記入欄に記入してください） |
|------------------------------|---|-----------|------------|---------|-----------|---------|-------|-------------------------------|
| | ① 物件の受け入れ要配慮者の情報を提供 | ② 家賃負担の軽減 | ③ 入居時のサポート | ④ 生活的支援 | ⑤ 財産管理の支援 | ⑥ 緊急連絡先 | ⑦ その他 | |
| 高齢者のみの世帯 | △ | △ | △ | ◎ | △ | ○ | ○ | 1 |
| 障がい者のいる世帯 (身体・知的・精神 いずれも) | 6 | 2 | △ | ◎ | 6 | ○ | ○ | 1 |
| 子育て世帯 | △ | 5 | ○ | ○ | 3 | ◎ | ◎ | 0 |
| ひとり親世帯 | 4 | 5 | △ | ○ | 4 | ◎ | ◎ | 0 |
| 所得の低い世帯 (生活保護受給世帯など) | 4 | 6 | 6 | ○ | ◎ | △ | △ | 0 |
| 外国人世帯 (留学生を含む) | △ | 3 | ◎ | ○ | 4 | ◎ | ◎ | 0 |
| その他（具体的に） | 0 | △ | △ | ○ | △ | ◎ | ◎ | △ |
| 合計 | 29 | 25 | 31 | 67 | 34 | 51 | 51 | 3 |

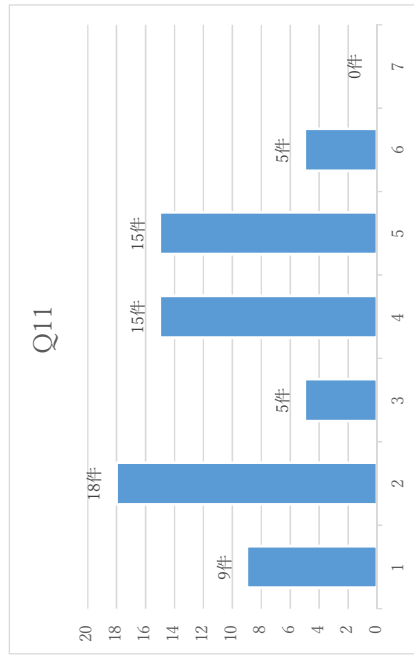
⑦その他（理由）

| |
|-----------------|
| 安否確認 |
| 障がいの程度によって変化する。 |

理由別の合計としては、「④入居者への定期的な見守りや生活支援」が67件（27.9%）と最も多い結果となっています。次いで、「⑥連帯保証人や緊急連絡先の確保に係る支援」が51件（21.3%）となっています。

問11. 住宅確保要配慮者の入居受入に対する不安解消のため、民間賃貸住宅の大家さんや不動産事業者への支援・サポート等としてどのような取組が必要とお考えですか。特に必要と思う支援策を3つまで選び、該当する番号に○印を付けてください。

- 1 入居者とのトラブルに関する大家さん・不動産事業者の相談窓口
- 2 死亡時の残置物処分の手続に関するサポート
- 3 家賃債務保証や損害保険の商品に関する情報提供
- 4 入居者に対する見守りや支援制度などに関する情報提供
- 5 住宅改修費や家賃低廉化、家賃債務保証料低廉化などへの国・地方自治体からの補助
- 6 住宅確保要配慮者を受け入れるためのガイドブックなどの作成
- 7 その他（具体的に）



「2. 死亡時の残置物処分の手続に関するサポート」が18件（26.9%）と最も多く、次いで「4. 入居者に対する見守りや支援制度などに関する情報提供」「6. 住宅改修費や家賃低廉化、家賃債務保証料低廉化などへの国・地方自治体からの補助」がそれぞれ15件（22.4%）という結果になっています。

問 1 2. 住宅確保要配慮者の入居支援の取組などについて、ご意見・ご要望等がありましたらご自由にお書きください。

入居支援の取組み等としていただいた主なご意見・ご要望は以下のとおりです。

| |
|--|
| 入居支援するのであれば、自力で家賃を始め生活が出来るように仕事の紹介等も必要で片手落ちです。特に一部の外国人は日本で住むのであればそのルールを守る努力をする必要があります。その指導も出来なければ受け入れに慎重になります。 |
| 半田市の地域福祉課、生活支援課等の支援があれば特に問題はないものと考えています。 |
| 大家さんに対して「研修会」が必要。 |
| 宅建協会知多支部半田ブロック会員です。アンケート結果のフィードバック等改めて対話の機会があればと思います。 |